

# 個別労働関係紛争に係るあっせんの状況

(令和7年上半期(1月～6月))

## 1 概要

令和7年上半期に係属した個別労働関係紛争に係るあっせんは、前年からの繰越しが2件、新規申請が8件の計10件で、うち7件が終了した。

(単位：件)

年	区分	係属件数			最終件数	継続(繰越し)
		前年繰越し	新規申請	計		
3		6(6)	1(16)	7(22)	7(14)	-(8)
4		8(8)	2(9)	10(17)	10(16)	-(1)
5		1(1)	4(8)	5(9)	3(8)	2(1)
6		1(1)	4(9)	5(10)	4(8)	1(2)
<b>7(上半期)</b>		<b>2</b>	<b>8</b>	<b>10</b>	<b>7</b>	<b>3</b>

(注) 括弧書は、通年の件数

## 2 取扱状況

令和7年上半期に係属した10件のうち7件が終了し、その内訳は、解決が3件、打切りが4件であった。

最終状況

(単位：件)

年	区分	解決			打切り	うち不承諾	取下げ	不開始	計
		案提示	その他	小計					
3		2(6)	-(1)	2(6)	3(6)	3(5)	2(2)	-(1)	7(14)
4		8(12)	1(1)	9(13)	1(2)	1(1)	-(1)	-(1)	10(16)
5		2(6)	-(1)	2(6)	1(2)	1(2)	-(1)	-(1)	3(8)
6		1(4)	-	1(4)	3(4)	2(2)	-(1)	-(1)	4(8)
<b>7(上半期)</b>		<b>3</b>	<b>-</b>	<b>3</b>	<b>4</b>	<b>3</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>7</b>

(注) 括弧書は、通年の件数

不承諾：被申請者があっせんに応じないため、あっせん開催に至らなかったもの

あっせん回数

(単位：件)

年	回数	0回	1回	2回	3回	4回	計	平均回数 (0回を除く)
		3	7	6	1	-		
4	2	6	6	2	-	16	1.7回	
5	2	3	2	1	-	8	1.7回	
6	2	5	1	-	-	8	1.2回	
<b>7(上半期)</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>7</b>	<b>1.3回</b>	

あっせん係属日数

(単位：件)

年	日数	5日以内	6～10日	11～20日	21～30日	31～50日	51～100日	101日以上	計	平均日数
		3	-	-	1	2	7	3		
4	-	-	-	3	2	6	5	16	78.9日	
5	-	-	-	1	2	4	1	8	73.5日	
6	-	-	-	1	3	4	-	8	48.1日	
<b>7(上半期)</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>-</b>	<b>7</b>	<b>55.3日</b>	

### 3 終結事件の概要

業 種	事 件 の 概 要	終 結 内 容	申請者区分 労:労働者 事:事業主 双:双 方	申請年月日 (受理年月日) 終結年月日	あっせん回数 係 属 日 数
教育、学習支援業	労働者Aが労働条件の不利益変更に伴う給与補償等の支払いを求めてあっせんを申請 ----- 【打切り理由】 当事者双方の主張に隔たりがあり、合意に至らなかったため	打切り	労	6.11.1 (6.11.1) 7.1.9	1回 70日
小売業	労働者Aがパワハラで退職に至ったこと等に対する慰謝料の支払いを求めてあっせんを申請 ----- 【あっせん案要旨】 ・事業主は、解決金を支払う。 ・Aは事業主の従業員に連絡を取らないものとする。	解 決 (案提示)	労	6.12.5 (6.12.12) 7.3.7	2回 86日
建設業	労働者Aが職務変更及び給与減額の撤回を求めてあっせんを申請 ----- 【あっせん案要旨】 ・当事者双方は、Aが事業主を離職することを確認する。 ・事業主は、解決金を支払う。	解 決 (案提示)	労	7.1.7 (7.1.8) 7.2.25	1回 49日
小売業	労働者Aが職場環境の改善等を求めてあっせんを申請 ----- 【あっせん案要旨】 事業主は、今後、労使双方が十分な意思疎通の下で業務を進められるよう努めるものとする。	解 決 (案提示)	労	7.1.16 (7.1.16) 7.3.18	1回 62日
道路旅客運送業	労働者Aが減額された賃金の支払い等を求めてあっせんを申請 ----- 【打切り理由】 事業主が、あっせんの余地はないとして、あっせんを辞退したため	打切り (不応諾)	労	7.1.22 (7.1.23) 7.3.14	0回 51日
生産用機械器具製造業	労働者Aが労働条件の相違やコンプライアンス違反等に対する慰謝料の支払いを求めてあっせんを申請 ----- 【打切り理由】 事業主が、あっせんの余地はないとして、あっせんを辞退したため	打切り (不応諾)	労	7.2.25 (7.2.25) 7.4.7	0回 42日
卸売業	労働者Aが就業規則に基づく退職金の支払いを求めてあっせんを申請 ----- 【打切り理由】 事業主が、あっせんの余地はないとして、あっせんを辞退したため	打切り (不応諾)	労	7.5.14 (7.5.14) 7.6.9	0回 27日